

新型コロナウイルス感染症対策期間中の
建設業許可に係る変更届等の郵送受付の拡大について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当面の間、建設業許可に係る変更届等の郵送受付を拡大することとしましたので、お知らせします。

1. 新たに郵送受付の対象にする届出

(1) 経營業務管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更届のうち、下記①及び②の条件を満たすもの

① 次の書類で前任者及び後任者、新任者の変更日の在職が確認できる場合

- ア. 健康保険証に事業所名があり、資格取得年月日で変更日の在職の確認ができるもの
- イ. 健康保険証に事業所名がない場合であっても、標準報酬決定通知書等(※)で在職確認が可能なもの

(※標準報酬決定通知書等)

健康保険・厚生年金被保険者に関する標準報酬決定通知書

資格取得確認及び標準報酬決定通知書、

住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）

（新任者・後任者につき）特別徴収切替届出（受付印のあるもの）

（申請者が法人である場合）法人用確定申告書の写し（表紙および役員報酬明細）、

（申請者が個人である場合）個人用確定申告書の写し（第一表、第二表）

厚生年金記録照会回答票

（新任者につき）資格取得届（受付印のあるもの）またはその通知

（前任者につき）資格喪失届（受付印のあるもの）またはその通知

健康保険組合等の資格証明書

以上により、新任者及び後任者の、交代日における在職の確認ができなければなりません。（1日以上間隔がある場合は、交代不可）

② 次の書類で後任者、新任者の経営経験・技術要件を確認できる場合

（経營業務管理責任者の経験要件）

- ア. 建設業許可期間または大臣特認のみにより経営要件を確認できる場合

（専任技術者の技術要件）

- ア. 合格証書等の資格者証、監理技術者証、大臣特任のみにより確認できる場合

- イ. 建設業許可期間内の実務経験によって証明する場合で、実務期間の在職確認を①により証明できる場合

(2) (1) に該当する経管・専技・令3条の使用人の変更届に伴う一部廃業届、従たる営業所の新設・廃止・業種追加・業種廃止

2. 郵送する書類及び宛先

封筒へ（１）～（３）の書類を同封の上、下記宛先まで郵送ください。

- （１）経営・専技等変更届送付票
- （２）変更届出書の正本（別とじ含む）、副本、確認資料、電算入力用紙
- （３）副本返信用レターパック（返信先記入）

※確認資料はお返ししません。手引きに「原本提示」と記載している書類の原本は送らないようにしてください。

※副本については、返信用レターパックへ記入された宛先へ返送します。東京都において宛先の確認はいたしませんので、返信用レターパックの宛先については記入間違いのないよう、事前に十分ご確認下さい。

（宛先）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都 都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当 1 番窓口【経営・専技変更届在中】

3. 郵送に当たっての注意事項

- （１）送料は、申請者の負担となります。
- （２）書類不備等で連絡する場合があります。正本・副本とは別に、書類一式のコピーをお手元に保管しておいてください。
- （３）郵便事故に関し、当課は責任を負いかねますので、御了承ください。
- （４）決報告書など、従来から郵送可能な変更届等の郵送方法は変更ありません。下記を参照の上、郵送下さい。

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetu_info23_01.html

- （５）郵送いただいた書類について電話や郵便等のやりとりで補正が完了しない場合に、後日来庁しての対応をお願いする場合がありますので、ご了承下さい。

4. 郵送ではなく来庁による窓口審査が必要な申請及び変更届

- （１）新規申請、許可換え新規申請、般特新規申請、業種追加申請、更新申請
- （２）更新、業種追加、般特新規の申請を伴う経営業務管理責任者・専任技術者・令 3 条の使用人の変更届等
- （３）経営管理責任者・専任技術者・令 3 条の使用人に係る変更で、以下にあてはまるもの
 - ① 在職確認について、健康保険証に事業所名がない場合で 1（１）①に掲げた確認資料により確認できず、工事日報等による在職確認が必要な場合
 - ② 経営経験または技術要件について、建設業許可期間によって証明することができず、請求書等により確認が必要な場合
 - ③ 手引き記載の書類では許可要件の確認が困難な場合

5. 専任技術者の資格者証等の原本確認について

郵送により専任技術者の資格者証等の原本確認を行わなかった許可業者につきましては、更新手続き等、来庁による申請の際に資格証の原本確認を別途行いますので、ご了承下さい。

■お問い合わせ先■

東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査担当

03-5321-1111（代表） 内線番号：30-661、30-662

経管・専技等変更届送付票

東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査担当 御中
(届出者)

(送付日) 令和 年 月 日

許可番号	般・特 第 号	許可年月日	H・R 年 月 日
商号(名称)	代表者名		
所在地	(〒 -)		
担当者(代理人)	電話番号・FAX		

(宛先) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都都市整備局市街地建築部建設業課 審査担当1番窓口【経管・専技等変更届在中】

(送付内容チェック表) ※封入時にチェック欄に✓し、ご確認ください。

経管・専技等変更届送付票

副本返送用レターパック(返送先をご記入下さい。)

正本、副本、確認資料、電算入力用紙*

*届出書式のうち、 入力 と記載あるものについてコピーをしたもの

※届出書類のうち、「別とじ」となっているものについては、別とじの表紙(手引22ページ・HP様式No35)を必ずつけてください。

※郵送受付対象の届出については、緊急事態宣言期間中、郵送対応のみとなり、窓口審査を行いません。

※経管・専技・令3条の使用人以外に変更内容がある場合、第2表も使用して郵送をお願いします。

※手引74~76ページ及び該当ページを参照のうえ、作成ください。

【第1表】

No	変更事項 ↓該当項目に○	届出書様式番号 (↓チェック)	確認資料 (↓チェック) 下記のほかに確認資料を必要とすることがあります。	備考	手引
1	経営業務の管理責任者 変更	本冊 <input type="checkbox"/> 第二十二号の二(第一面)	<input type="checkbox"/> 常勤性の継続確認資料 (前任者退職の場合は資格喪失届・在職の場合は保険証、後任者の保険証等) <input type="checkbox"/> 後任者の住民票 <input type="checkbox"/> 経験を裏付ける確認資料(手引P83参照)	※保険証に事業所名が印字されていない場合、別途常勤性確認資料が必要(標準報酬決定通知書等、手引P83参照)。 常勤性確認資料として工事日報等が必要な場合、郵送対象外。 ※経験の裏付資料に請求書等が含まれる場合、郵送対象外。	26、78、82、83
		別とじ <input type="checkbox"/> 別紙1 役員等の一覧表			
		別とじ <input type="checkbox"/> 第七号 経管証明書 <input type="checkbox"/> 入力			
		別とじ <input type="checkbox"/> 別紙 経管略歴書			
2	専任技術者 変更	本冊 <input type="checkbox"/> 第二十二号の二(第一面)	<input type="checkbox"/> 常勤性の継続確認資料 (前任者退職の場合は資格喪失届・在職の場合は保険証、後任者の保険証等) <input type="checkbox"/> 後任者の住民票 <input type="checkbox"/> 実務経験に関する確認資料(手引P87参照)	※保険証に事業所名が印字されていない場合、別途常勤性確認資料が必要(標準報酬決定通知書等、手引P87参照)。 常勤性確認資料として工事日報等が必要な場合、郵送対象外。 ※経験の裏付資料に請求書等が含まれる場合、郵送対象外。 ※経験期間中の在職確認資料として工事日報等が必要な場合、郵送対象外。	27、78、84~87
		別とじ <input type="checkbox"/> 別紙4 専技一覧表			
		別とじ <input type="checkbox"/> 第八号 専技証明書 ※前任で1枚(項番61(4)削除又は(2)担当業種変更)、後任で1枚(項番61(3)追加又は(2)担当業種変更)計2枚必要 <input type="checkbox"/> 入力			
		別とじ <input type="checkbox"/> 技術者の要件を証明する資料 イ 資格者証等の写し ロ 卒業証明書(原本) ハ 実務経験証明書(様式第九号) ※証明書ごとの在職確認資料が必要 ホ 監理技術者資格者証の写し			
3	令3条の使用人 新任(営業所新設に伴う)・変更・削除	本冊 <input type="checkbox"/> 第二十二号の二(第一面)	<input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 ※削除の場合は不要 <input type="checkbox"/> 身分証明書 ※削除の場合は不要 <input type="checkbox"/> 常勤性の継続確認資料 (前任者退職の場合は資格喪失届・在職の場合は保険証、後任者の保険証等) ※新任・削除の場合で前任者がいない場合、前任者の資料は不要。 <input type="checkbox"/> 新任者・後任者の住民票 <input type="checkbox"/> 委任状の写し <input type="checkbox"/> 役員氏名等一覧表 ※今回の新任者・後任者のみ記載	※一部業種だけでも後任者がいる場合、変更で対応 ※No. 4一部廃業の届出が必ず必要	27、78、84~87
		別とじ <input type="checkbox"/> 別紙4 専技一覧表			
		別とじ <input type="checkbox"/> 第八号 専技証明書 <input type="checkbox"/> 入力			
		別とじ <input type="checkbox"/> 技術者の要件を証明する資料 イ 資格者証等の写し ロ 卒業証明書(原本) ハ 実務経験証明書(様式第九号) ※証明書ごとの在職確認資料が必要 ホ 監理技術者資格者証の写し			
4	一部廃業	本冊 <input type="checkbox"/> 第二十二号の二(第一面)	<input type="checkbox"/> ①No. 2(専技)の届出書類	※No. 2(専技)の届出が必ず必要。 ※専技の担当業種により、No. 2の届出内容が異なる。	31、37、40、50、54、57、78
		本冊 <input type="checkbox"/> 第六号 誓約書※削除の場合は不要			
		本冊 <input type="checkbox"/> 第十一号 令3条使用人一覧表 ※従たる営業所の廃止に伴い、主たる営業所のみになる場合は不要			
		別とじ <input type="checkbox"/> 第十三号 令3条使用人の調書 ※削除の場合は不要			
4	一部廃業	本冊 <input type="checkbox"/> 第二十二号の四 廃業届 <input type="checkbox"/> 入力			93
		本冊 <input type="checkbox"/> 第二十二号の二(第二面) <input type="checkbox"/> 入力			

No	変更事項 ↓ 該当項目に○	届出書様式番号 (チェック)		確認資料 (チェック) 下記のほかに確認資料を必要とすることがあります。		備考	手引	
		本冊	別とじ					
5	商号 (名称)、 組織変更	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面) 入力	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書 (印を変えない場合も必要)		78	
6	営業所の 所在地・ 名称・ 電話番号・ 郵便番号	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面・第二面) 入力	<input type="checkbox"/>	案内図 写真	※登記上(個人の場合は住民票上)の所在地以外に営業所がある場合等は確認資料(賃貸借契約書、当該建物の登記簿謄本等。)	51~ 52、 78~ 79	
		別とじ	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本(変更事項及び変更年月日がわかるもの。個人の場合は住民票)	<input type="checkbox"/>	電話番号を確認できる資料 (例:名刺、会社封筒等)			
7	従たる営 業所の新 設	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面・第二面) 入力	<input type="checkbox"/>	①No.3(令三条)の届出書類 ②No.2(専技)の届出書類	※登記上(個人の場合は住民票上)の所在地以外に営業所がある場合等は確認資料(賃貸借契約書、当該建物の登記簿謄本等。)	51~ 52、 78~ 79	
		別とじ	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本(変更事項及び変更年月日がわかるもの)※登記されていない場合、不要。	<input type="checkbox"/>	③No.6(営業所)の添付資料 (案内図、写真、電話確認資料)			
8	従たる営 業所の廃 止	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面・第二面) 入力	<input type="checkbox"/>	①No.2(専技)の届出書類		78、 80	
		別とじ	<input type="checkbox"/> 第十一号 令三条の一覧表 ※営業所の廃止に伴い、主たる営業所のみになる場合は不要。					
9	従たる営 業所の業 種追加	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面・第二面) 入力	<input type="checkbox"/>	②No.2(専技)の届出書類		78、 81	
10	営業所の 業種廃止	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面・第二面) 入力	<input type="checkbox"/>	②No.2(専技)の届出書類		78、 81	
11	資本金額	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面) 入力	<input type="checkbox"/>			78、 40	
		別とじ	<input type="checkbox"/> 第十四号 株主調書 <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本(変更事項及び変更年月日がわかるもの)					
12	役員等	就任	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面)	<input type="checkbox"/> 登記されていないことの証明書 ※株主、顧問等の場合は不要 <input type="checkbox"/> 身分証明書 ※株主、顧問等の場合は不要 <input type="checkbox"/> 役員氏名等一覧表 ※今回の就任者のみ記載		26、 31、 39、 54、 57、 78	
			別とじ	<input type="checkbox"/> 別紙1 役員等の一覧表 <input type="checkbox"/> 第六号 誓約書 <input type="checkbox"/> 第十二号 許可申請者の調書 ※今回の就任者のみ。今回の就任者が未成年の場合、その法定代理人についても必要。 <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本(変更事項及び変更年月日がわかるもの)				
		代表者 (申請 人)	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面) 入力	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書(印を変更した場合のみ)		26、 78
			別とじ	<input type="checkbox"/> 別紙1 役員等の一覧表 <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本(変更事項及び変更年月日がわかるもの)				
辞任・ 退任	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面)	<input type="checkbox"/>			26、 78		
	別とじ	<input type="checkbox"/> 別紙1 役員等の一覧表 <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本(変更事項及び変更年月日がわかるもの)						
改姓・ 改名	本冊	<input type="checkbox"/> 第二十二号の二 (第一面)	<input type="checkbox"/>			26、 78		
	別とじ	<input type="checkbox"/> 別紙1 役員等の一覧表 <input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本(変更事項及び変更年月日がわかるもの)						
13	決算報告	本冊	<input type="checkbox"/> 別紙8 変更届出書 <input type="checkbox"/> 第二号 工事経歴書 <input type="checkbox"/> 第三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額 <input type="checkbox"/> 法人:第十五号、十六号、十七号、十七号の二財務諸表 <input type="checkbox"/> 個人:十八号、十九号 財務諸表 <input type="checkbox"/> 事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ。)	<input type="checkbox"/>		※株式会社で、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表上の負債合計が200億円以上の場合は、第十七号の三附属明細表が必要 ※変更があった場合は、下記の書類も提出が必要 ・ 第四号 使用人数 ・ 定款 ・ 健康保険等の加入状況	28~ 30、 41~ 44、 76	
		別とじ	<input type="checkbox"/> 納税証明書					

(送付先) 下記を切り取って封筒へ貼って送付してください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

審査担当1番窓口

【経管・専技等変更届在中】